様式第23の9（第4条の9第1項関係）（平28総省令30・追加、令元総省令19・一部改正、令元総省令43・旧様式第23の5繰下・一部改正）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務に関する報告

年　　月　　日

事業者名

卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注1　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。